10_「川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
養護老人ホ	運営規程	(運営規程)	(運営規程)	
ーム		第七条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運	第8条 養護老人ホームの設置者は、次に掲げる	
		営についての重要事項に関する規程を定めておか	施設の運営についての重要事項に関する規程を定	
		なければならない。	めておかなければならない。	
		一 施設の目的及び運営の方針	(1) 施設の目的及び運営の方針	
		二 職員の職種、数及び職務の内容	(2) 職員の職種、員数及び職務の内容	
		三 入所定員	(3)入所定員	
		四 入所者の処遇の内容	(4) 入所者の処遇の内容	
		五 施設の利用に当たっての留意事項	(5) 施設の利用に当たっての留意事項	
		六 非常災害対策	(6)非常災害対策	
		七 虐待の防止のための措置に関する事項	(7) 虐待の防止のための措置に関する事項	
			(8) 緊急やむを得ない場合に第 17 条第4項に規	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用
			定する身体的拘束等を行う際の手続	者の選択に資するものや利用者を保護する上で重
			(9) 個人情報の管理の方法	要な事項について、利用者に最も身近な運営規定
			(10) 苦情への対応方法	において定めることを義務付けたもの。
			(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方	
			<u>法</u>	
		八 その他施設の運営に関する重要事項	(12) その他施設の運営に関する重要事項	
	記録の整備	(記録の整備)	(記録の整備)	適正な運営及び利用者に対する適切なサービス
		第九条	第 10 条	の提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な
		2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関	2 養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇の	運営を図るため、利用者に対するサービスの提供
		する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の	状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結	に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間
		日から <u>二年間</u> 保存しなければならない。	の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。	保存することを義務付けたもの。